

平成26年度第1回地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会 会議録

日 時： 平成26年5月12日（月）午前10時～正午

場 所： 京都ガーデンパレス2階祇園の間

出席者：＜評価委員会委員（敬称略，順不同）＞

山谷 清志	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
伊藤 美通彦	公認会計士
今西 美津恵	京都府看護協会会長
久野 成人	京都私立病院協会副会長
南 恵美子	京都府国民年金基金理事長

＜京都市＞

保健福祉局保健医療・介護担当局長	西田 哲郎
保健福祉局保健衛生推進室長	石田 信幸
保健福祉局保健衛生推進室医務審査課長	柴田 義隆

＜地方独立行政法人京都市立病院機構＞

理事長（京都市立病院長）	内藤 和世
理事（京都市立病院副院長）	森本 泰介
理事（京都市立病院副院長兼京都市立病院看護部長）	桑原 安江
理事（経営企画局長兼京都市立病院事務局長）	大森 憲
経営企画局次長	山本 一宏
京都市立病院事務部長	長谷川 和昭
経営企画局経営企画課長	和田 幸司
経営企画局経営企画課担当課長	竹内 俊雄
京都市立病院整備運営課長	久保 浩志
京都市立病院医事課長	大島 伸二
京都市立病院地域医療連携室長	榎木 徳子
京都市立京北病院事務長	北川 正雄

次 第：1 開会

2 議題

中期目標の策定について

3 閉会

議事要旨：

【1 開会】

- ・ 事務局から、事務局職員の紹介を行った。
- ・ 事務局から、今年度のスケジュール、本委員会の公開等について説明を行った。
- ・ 委員間の互選により、引き続き山谷委員が委員長に選任された。
- ・ 山谷委員長の指名により久野委員が委員長代理に選任された。

【2 議題】

【事務局から資料1に基づき、中期目標案の前文について説明を行った。】

委員長： 皆様、何か御意見ありますでしょうか。骨子案ですから多分次回以降詳しくなるかとは思いますが、今日は、大体こんな感じというものかと思っています。

事務局： 前文そのものは、今回、成文化したものを示させていただきます。また、今回、委員の皆様の御指摘、御意見があれば、成文の中に盛り込みたいと考えておりますが、目標ということで、どうしても一般論的、あくまで目標であり、一般的、理念的なものにならざるを得ないと思います。この目標を踏まえた、数値等を入れた計画を今後策定していきたいと考えています。

B委員： わかりました。平成26年度の診療報酬の改正にもありましたが、超急性期の病院になるのかと思いますが、その中でもやはり地域包括ケアとの連携、そこら辺のことが、今度、具体的に出てくると思うのですが、地域包括ケアとつなぐ病院となっただけということ私も期待しています。よろしく願いしたいと思います。

委員長： よろしいでしょうか。言葉が難しくて一般の人にはわかりにくいですね。私も学生に政策医療について知っているかと聞いたところ、誰も知らなかったですね。脚注等をもう少し入れていただきたいですね。高校生ぐらいにもわかるような資料にしていきたい。

事務局： 脚注等を適宜入れ、できるかぎりわかりやすい資料に努めて参ります。ありがとうございます。

B委員： 委員長がおっしゃったように、やはり、地域の市民や住民が支える社会になる。国民、市民、みなさんどれくらい理解されているのでしょうか。医療機関だけが支えるとかいう時代じゃない、地域みんなが支えるという時代に向かっている。2025年問題とかいろいろ言われていますが、それが、どこまで浸透しているのでしょうか。医療従事者だけじゃなくって、国民、市民全部の問題であると思っています。そこら辺のアピールというか、どこまで理解されているのかというのが問題だと思いますので、報道機関との関係や広報の使い方も考えていかないといけないのではないかと思います。

C委員： それとの関連で、医療のとりまく情勢の中で、もっと少し地域の包括システム

を具体的に細かく書き込まないといけないと思います。地域のかかりつけのお医者さんとの連携がすごく大事になると思うんですが、その辺をもう少し具体的に書いて、PRする。この頃、市立病院も地下鉄なんかで広告が出ていますが、やはり、もっとそういうことを書き込んで、市民の人から見ていただけるような方向性を是非出していただけたら、ありがたいなという風に思います。

委員長： D委員何かありますか。

D委員： もうかなりイメージとしてはよく書き込んでいただいているとは思いますが、やはり、前回の中期計画について達成できていないこと、かなりの項目についてみなさんが期待されたこと以上にできていると思いますが、まだまだ途上の部分もあると思いますので、その辺りも前回の総括という形で書かれていますけども、上手くそこを分かる形で書いていただいて、この次どうするんだっていう、その辺りの思いのところをしっかり書いていただいたらいいんじゃないかと思います。達成できたことや達成できていないことをもう少しわかりやすく書いていただいて、前文のところですので、今後どうするんだという思いのところを書いていただいたらいいんじゃないかと思います。

委員長： そうですね、上手く行ったところは、PRしていただけたらと思います。課題は課題としていただけたら、締めにはA委員どうですか

A委員： 市立病院という病院の性格上、政策医療を中心に運営されてきているということですが、今回の案にあります機構の経営面において云々ということは、もちろん経営も大事ですが、やはり市立病院ですので、その政策医療を中心にするということを今後もやっていただきたいという風に思っています。それと先程も出ましたように2025年問題ということについては、やはりこれ社会をどう乗り越えるかという大きな問題だと思いますので、その辺の社会のバックグラウンドということをもっと書いたうえで、病院機能がどういう風に今後分化していくのか、ということをもっと市民に理解していただくことが急性期から慢性期への医療をスムーズに流していくポイントかなと。今、なかなか一般市民の方々、そういう病院の分化ということが理解できていないので、なぜこのタイミングに病院が変わらなければならないのかとか、そういうところがちょっと理解できておられない方がたくさんおられるんです。我々医療従事者もちょっと難しいところがある。だからその辺ちょっと十分に書き込んでいただくことが必要かなという風に見て思いました。よろしくお願いします。

委員長： いろいろな御注文とか御意見がございましたので、できればそれを反映した形で。

事務局： ありがとうございます。できるだけ、市民の方にわかりやすい表現に努めてまいりたいと思います。

委員長： それでは、続きまして、中期目標の具体的な骨子案について御意見をお伺いし

たいと思います。まず事務局から進め方について説明があります。

【事務局から、骨子案概要について説明】

事務局： それではまず第1の中期目標の期間でございます。目標の期間は平成27年4月1日から平成31年3月31日の4年間とする、ということで現行の目標と同様4年間という風にしたいと考えております。まずこの点はいかがでしょう。

委員長： 大体平均的には全国でどれぐらいの、5年とか6年とか。

事務局： 法律上は3年から5年の間で各それぞれ決めるということになっておりますけれども、申し訳ございません、今ちょっと手元に大体どの辺りが一般的な年数なのかという詳細な資料ございませんけれども、概ね4年ぐらいというのが普通ではないかなと考えております。

委員長： 私は、大学人なので4年というとぴったり来ますけれども、感覚としてですね、こんな感じなのかなと。確かに3年ですとちょっと短すぎるような気がしますし。4年ということでよろしいでしょうか。

委員長： 御承認ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

事務局： はい、ありがとうございます。それでは続きまして、第2、京都市立病院が果たす役割に関する事項でございます。3つの項目を挙げさせていただいております。まず、最初に、市立病院が担う役割といたしまして、急性期医療の提供、それと地域における他の医療施設等との役割分担、連携協力体制の構築でございます。まずこの点について、お願いいたします。

委員長： 御意見ありますでしょうか。

A委員： やはり市立病院が担う役割といたしまして、急性期医療っていうのがあるんですが、言葉の定義のようなことになってくるんですが、やはり単なる急性期というよりは、寧ろ高度な急性期病院ではないかと思いますがいかがでしょうか。

委員長： その点に関してはいかがですか。

委員長： 私は素人で分かりませんものですから、高度じゃない急性期っていうのはあるのかと一瞬考えましたけれども、確かに多分難しいとかそういう難しい急性期医療とかそういうイメージをされているのでしょうか？

A委員： 急性期の医療全てが高度であるということではございません。一般的に急性期ではありますが、医療レベルとしては高度でないものもございますので、特にやはりそういう高度な医療を要するような処置を要するとか、そういうものを高度なということでございますので、一般の急性期であれば、民間病院等が担う要素もかなりあると思いますので、そういう風な役割分担ということです。

B委員： よろしいでしょうか。私もやはり先ほどからおっしゃられていますように、政策医療の実施とかと感染症医療とかありますよね、これも特別な京都市の感染症

棟持ってるというようなことを考えますと、やはり一般の急性期じゃなくて、やっぱり高度急性期ですよ、これから病院の機能分化が示された平成26年度の診療報酬でどのような市民病院がその急性期の中でも選択されると思うんですが、やはり急性期病院が分化されますので、やはりそこら辺の名前が明確な程いいかと、A委員がおっしゃるように、そう思うんですけれどもね、一般的ですよ、急性期病院っていうのはね。

A委員：　そうですね。最近は超急性期、高度急性期で急性期という風にやっぱり急性期は二つに別かれてきていますので。

委員長：　なるべくその辺のニュアンスを反映いただくということで。

事務局：　はい、病院サイドとまた協議等いたしまして、検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。それでは次をお願いいたします。

事務局：　続きまして、2でございます。京北病院が担う役割。京北地域における地域包括ケアの拠点としての役割。法人の一体的運営の下、市立病院との密接な連携による在宅医療機能の発揮でございます。

A委員：　ちょっとこれご審議いただきたいんですけれども、これ京北病院が市立病院と密接な連携によって、在宅医療機能の発揮するというのは、具体的にはどういうことなんでしょうか。在宅医療というのはこの京北町地域のということになってくると思いますが、市立病院と密接な連携とちょっと繋がらないように思うのですが、具体的に教えていただければ。

法人：　　すいません、ここで書いております、市立病院との密接な連携でございますけれども、もちろん京北病院はですね、旧京北町地域の方々の在宅医療等を支えていこうということで、現在その訪問診療とかそれから訪問看護、訪問リハ、こういったことについてもですね、力を入れているところでございますけれども、それを支えるのは、やはり、京都市立病院の方から例えば医師の派遣等があります。それから、今後、考えて行きたいのがですね、後ほども出て参りますけれども、総合的な情報システムです、法人と一体的な形で運営していくという形で、市立病院とのサポート体制をとっていく。また、急性期等ですね、京北病院で対処できない部分につきましては、市立病院の方で受け入れる、まあこういった形での連携強化を今後とも進めていこうという風に考えています。

委員長：　そうするともう少しこの次の会議以降で具体的な話になってくると、今のご質問に対するような具体案が出てくるとい、こういう理解でよろしゅうございますか。

事務局：　そうですね、今回はこういう箇条書きの形で書かせていただいておりますけれども、今、先生方から御質問を受けた事項、また、今病院の方から御説明をさせていただいたような具体的な内容をきちんと文章にした形で、次回は、委員の皆様方にお示しをさせていただきたいと思っております。

委員長： じゃあ今の所は以上でよろしゅうございますか。では次お願いします。

事務局： はい、最後3でございますけれども、地域の医療保健福祉サービスとの連携の推進でございます。

委員長： これもまたかなり中身の細かな話は次回以降という。

事務局： はい、そうでございます。

委員長： よろしいでしょうか。では次の項目をお願いします。

事務局： 続きまして第3でございます。第3は市民に対して提供するサービスに関する事項でございます。1としまして市立病院が提供するサービスとしまして、(1)チーム医療、他職種連携の推進、これにつきましては他職種によるカンファレンスの継続実施、また迅速・高度なチーム医療の提供、こうした事項を盛り込みたいと考えております。(2)感染症医療、(3)大規模災害事故対策、具体的には地域災害拠点病院としての役割、これには人的物的資源の整備等を含めております。救急災害医療支援センター、仮称でございますけれども、これを軸としました高度救急医療への対応、こういった事項を盛り込みたいと考えております。(4)救急医療でございます。3次救急を担う施設としての体制整備でございます。(5)周産期医療、(6)としまして高度専門医療、具体的には地域医療支援病院、また地域がん診療連携拠点病院でございます。生活習慣病への対応でございます。具体的には心臓血管病センターを中心とした心血管疾患への対応、また脳卒中センターを中心とした脳血管疾患への対応でございます。続きまして小児医療、適切なリハビリテーションの実施、こうしたことを盛り込みたいと考えております。また(7)としまして、多様なニーズへの対応ということで、認知症対応力の向上でございます。最後に(8)、疾病予防の取組でございます。市立病院の提供するサービスに関する事項としては以上でございます。

A委員： ちょっと教えていただきたいのですが、精神科、また、精神科的救急を含めた医療についての取組が、出てこないのですが、いかがでしょうか。

委員長： いかがでしょうか。もし出てこないのであれば、宿題としてですね、次回に御回答いただくという手もあります。

事務局： はい、ちょっとまた病院と協議いたしまして、次回御説明させていただきます。

委員長： ということでよろしいでしょうか。他はございませんか。この辺の一般的な説明をいたしますとですね、第1、第2、第3というのは通信簿でいうと国語とか算数とか、例えば今の第3の話でいいますと、市民に対して提供するサービスというのは国語だとすると今の事務局に読み上げていただいたのは漢字の書き取りとか音読とかですね、こういうところで評価しますよという項目になりますね、それをこう通信簿を付ける時にこの項目がAだから全体的にこの項目はAがいくつあって、この子は国語が5とか4とかですね、という作りになっております。ですから正に今の御質問のように例えば精神科がなくていいのかってということで

あれば、それは評価対象から外してますとか、ここではやらないとか、教えないとかですね、そういう議論をお願いします、こういう風に考えていただけると結構です。ではよろしいでしょうか。では次の項目をお願いします。

事務局： はい、続きまして、2、京北病院が提供するサービスでございます。まず(1)としまして、市立病院と京北病院の一体運営ということで、具体的には電子カルテを含めた総合情報システムの共通化、また人事交流の更なる推進でございます。(2)へき地医療としまして、総合診療専門医の確保、育成でございます。(3)が救急医療でございます。(4)としまして介護サービスの提供でございます。具体的には訪問看護ステーションの機能強化ということでございます。(5)が医療保健福祉のネットワーク構築でございます。(6)としまして、京北病院の機能強化の検討という項目を挙げさせていただいております。

B委員： すいません、この(4)の介護サービスの提供の中で、訪問看護ステーションの機能強化ということが、次の時もう少し具体的に出るのかとは思いますが、そこら辺でなにか計画的に機能強化の具体的なことを考えていらっしゃるのでしょうか、今もしあったらちょっと教えていただきたいなと思って、ちょっと質問させていただきます。

法人： 先ほどから色々な質問が出て参りますけれども、これ最初に委員長がおっしゃられましたように、本日の第一回及び次回第二回のこの評価委員会というのは非常に私ども機構の法人の側からすると難しい点がございます。で、第一回、第二回につきましては、これはあくまで京都市及び京都市長が定める中期目標、これの策定に関するところでございます。従いまして、委員長が最初に御説明されたように、大きな目標設定ということになって参ります。例えば、今言ったような具体的な事項につきましては、この秋に私共、その中期目標を受けまして、中期計画を策定して参ります。その時に具体的な事項が出て参りますと思いますので、その辺を委員の皆様方には御理解願ひまして、御審議をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

B委員： はい、分かりました。

委員長： では、今の部分、項目よろしいでしょうか。では次をお願いいたします。

事務局： はい、それでは続きまして、第4でございます。市民に対する安心安全で質の高い医療を提供する為の取り組みに関する事項、まず1としまして、安全で安心出来る医療の提供に関する事、具体的には院内事故調査委員会の体制整備を挙げております。まず、以上でございます。

委員長： これに関しましては大体どちらの病院でもお持ちのシステムで、欠かせない所でございますが、逆に言えば大体こんな感じなんだろうというのが標準化されている部分だと思います。よろしいでしょうか。では、次をお願いいたします。

事務局： はい、次の項目としまして、2、医療の質、サービスの質の向上に関する事項

でございます。(1)としまして医療の質の向上に関すること、具体的には患者の視点、患者の利益の優先、また医学の進歩に対応するための医療専門職の知識技術の向上でございます。(2)としまして患者サービスの向上に関することとしまして、具体的には患者の声、患者満足度の把握による継続的な改善の取組、またボランティアとの協働や市民モニターの活用を掲げさせていただいております。

委員長： この辺りは大体京都市サイドがこういう方向で行きますということを示しています、独立行政法人側が色々工夫をされていただくと、それを我々が評価することにはなるかと思えます。何か御注文とかございませんでしょうか。もし何かお気づきになりましたら、後でもよろしゅうございますので、お願いいたします。では次の項目。

事務局： はい、次3としまして、適切な患者負担についての配慮という項目を掲げさせていただいております。

委員長： これもまた後で具体的なものを拝見させていただくということで。

事務局： はい、そうですね、はい。

委員長： 分かりました。ではありがとうございます。次の項目をお願いします。

事務局： はい、続きまして、第5でございます。第5としまして、業務運営の改善及び効率化に関する事項でございます。まず1でございます。迅速かつ柔軟性、効率性の高い運営管理体制の充実としまして(1)迅速かつ適格な組織運営、また(2)情報通信技術の活用、こういった事項を掲げさせていただいております。

委員長： イメージしづらいところでございますけれども、何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次をお願いします。

事務局： 続きまして2、優秀な人材の確保育成に関する事項でございます。まず(1)医療専門職の確保、(2)人材育成人事評価、具体的には職員の能力、勤務実績を適正に評価する人事評価システムの適切な運用でございます。(3)としまして、職員満足度の向上、具体的には職員のワークライフバランスの確保、職員の働きやすい環境の整備、働きがいのある職場環境の整備といった事項でございます。3としまして、コンプライアンスの確保、関係法令や院内ルールの遵守でございます。4としまして個人情報の保護、5としまして、戦略的な広報と使いやすい情報の提供、こうした事項を掲げさせていただいております。

委員長： この辺りは独立行政法人にした場合に非常にこのメリットが出るとよく言われている点でございますが、制度設計上の最大の致命的な問題が誰も指摘しないのですが、仮に素晴らしい業績を上げた時に、理事長の月給が上がるのかどうかですね、そういうのが外国はこれは間違いなくあるのですけれども、日本の国はそういうのはございませんですね、頑張っても、頑張っても逆に減らされたりする場合があります、ここは非常に大きな問題点だという風に学者の間では指摘されていますね。この辺りは、色々工夫をされてこられた部分もありますし、業

績を随分上げられておられるところもありますので。継続という形で見ていただくということが多いのかなと思っておりますが。よろしいでしょうか。では次にお願いいたします。

事務局： はい、続きまして、第6でございます。財務内容の改善に関する事項でございます。まず1でございますが、経営機能の強化ということで、診療報酬の改訂や患者動向を見極めた迅速な情報の収集分析及び対応といった事項でございます。

委員長： よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では次、お願いいたします。

事務局： はい、次2でございます。収益収支の向上としまして、診療報酬の確保、及び未収金対策の徹底並びにコスト削減等による自立的経営に向けた取組という事項でございます。

委員長： 第1期目の各年度の具体的な収支その他数字を拝見した後でやっぱり次の議論あるいは更なる議論を重ねるところになるかと思えます。それでは次お願いします。

事務局： はい、次に3でございますが、安定した資金収支の強化、資産の有効活用としまして、計画的な投資及びその実施後の検証という事項を掲げております。

委員長： よろしゅうございますか。はい、では次お願いします。

事務局： はい、最後に4でございますが、自律した病院運営ということで、これまで通り政策医療を担いつつも、運営費負担金、交付金に依存しない、自立した病院運営という事項でございます。

委員長： 難しいところです。また、後ほど具体的に反映されてるかどうか、拝見しながら議論をさせていただきたいという風に考えております。よろしく願いいたします。次お願いします。

事務局： はい、それでは続きまして、最後でございますが、第7、その他業務運営に関する重要事項としまして、まず1、市立病院整備運営事業におけるPFI手法の活用、ということで、PFI事業における特別目的会社、SPCとのパートナーシップの推進でございます。

委員長： 全部まとめて項目をお願いします。

事務局： はい、それでは続きまして、2としまして、関係機関との連携でございます。保健福祉行政への協力、それと最後に3、地球環境に配慮した持続可能な発展への貢献、こうした事項を掲げさせていただいております。

委員長： これも大体独立行政法人化した場合に重要な項目として挙げられているところですね、具体的な事例をこうちょっと見させていただき、また今までの経験を拝見しつつ、また、次回で、議論をしていきたいという風に考えております。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは項目については色々議論を深めました。

また読み上げていただきましてありがとうございます。それでは審議に入りたいと思います。御意見ございます方、どちらからでも結構でございますので、御発言をお願いします。ここで重要なポイントですね、この次の中期目標、中期計画期間が終わったときに、評価をすることになりますので、さっき、申し上げたように、漢字の読み取りはいりませんかですね、通信簿の対象から外しますが、その手の議論に実はもう入っております。で、年度ごとに評価をする、あるいは4年後に評価するってときの視点でこの今からの議論はお願いしたいと思います。

D委員： 第6の財務内容の改善に関する事項ですけれども、ちょっとこれ中期計画とかその後を考えた時にもしかしたら書きづらいかもと思いながら項目を見ていたのですけれども、実は、収益的収支の向上と、自立した病院運営というところは、収支に関する内容というのが分かれてしまっていますね。運営交付金ってやっぱり収支の中身の一つの話になってくると思うので、なので項目をもうちょっと整理した方が、もしかしたら、その後は、書き方の問題のかなという、こっち側で同じことを書いてということが起こり得ないかなって、先のことを考えた時に項目整理された方がいいかなと思いました。で、例えば1はどっちかって言うと経営管理の話だと思うので、経営管理ができるような、分析なりなんなりができる体制っていうかを作っていこうっていう話だと思うんですね。その後はいわゆる損益計算書に関するものなのか、貸借対照表に関するものなのか、資金調達、財務、という所でちょっと項目を御整理された方が次が書きやすいような気がします。内容的には特に異論はないんですけれども。

委員長： ちょっとその辺り御検討いただくということでよろしいでしょうか。

事務局： はい、分かりました。

委員長： 後はよろしいでしょうか、去年ですが、病院長の御紹介で全国の自治体病院学会に参加させていただきまして感じたことがあるのですが、例えば、青森の県立病院とか、そういうところの、さっき先生がおっしゃったようなことに関係するんですけれども、やっぱり京都市という地域の中でのこの病院ということをやっと強く言っていただくと評価のやり方がニュアンスですね、同じ数字でもちょっと違ってくるという風な、これが多分あるのではないかなと思うんです。ですから、そのところで今の収益の話もそうですけれども、赤字覚悟で運営している病院とそうじゃないかもしれないところと、その地域社会ごとに少し数字を見る場合もニュアンスが違ってくるのかというところがありますので、一番前の文章辺りでもいいのかと思うのですけれども、京都というのはこういうところですよ。そうなってくると医療サービスを提供するという意味はこういうことがあるんですよ。そうすると後で評価する時に我々その頭の中で評価項目を考える時に、いやこれだったら結構健闘してるよねっていう風な感じが出てくるんだろうと思うんです。隣の大阪府の評価委員会で委員をやった時もありましてですね、大

阪の南の方と北の方は相当何かが違うそうで、やっぱり同じ府立病院でもちょっと違うんだと。で、もう赤字になってこれはこの地域はしょうがないんだという風なお話を伺ってじゃあ評価を甘くなりますねみたいな議論がちょっと出てきたことございますので、ちょっとそれをイメージしてお話を今しました。

C委員： それとの関連なんですけど、第3番目のところの市民サービスの面で、市立病院の方の提携をするサービスと京北の病院の提供するサービスというのがアンバランスっていったらおかしいですけど、京北はものすごく具体的に書いていらっしやるけど、こっちはすごい大まかにこう、今後出てくるとは思うんですけど、そのへんが今おっしゃった地域性みたいなものがすごく出てくるし、その辺全体に出来上がった時にすごいアンバランスにならないのかなっていうちょっと気がして見ていましたんですけど。

委員長： ここのところは少し書きぶりで、地域に特化したという形で書いていただくとか。かなり時間がございますので、本当は良くないことなのかもしれませんが、大体こういう感じでどうでしょうか。法人側に、ぜひお話を伺いたいと思います。

法人： その中期目標のこの組み立て自体は、やはり平成23年4月に当法人がスタートをした、第1期のそもそも京都市が京都市立病院及び京都市立京北病院を一体的運営として法人化をするにあたっての第1期の中期目標がございます。で、現在、まだその第1期の中期目標が進行中でございますので、その評価が出ないと、本来的には、これは次のステップには進めない訳でございますけれども、そういう概ね3年間の（暫定的な）評価を経たうえでの次期中期目標の策定、（しかも）平成31年3月31日というのが、ゴール設定としての中期目標の策定ということでございますので、この辺はお許し願いたい部分もあろうかと思えます。と申しますのも、現時点で第1期、市長の定めた中期目標の枠を大きく外れた（内容の目標）ということになりますと、これは、この現在、取り組んでいる法人の運営経営の問題にも関わってまいりますので、この辺については、若干の理解をいただきたい部分がございます。で、それともう一つ私、細かな点は色々な議論がおりかと思えますけれども、私共法人の3年間の取組の中で、これ最も私自身が成し得たことというのは、実は具体的な事柄、個別数字に関わるようなことではございません。先ほど出ております、第2期中期目標策定の方針の①に示してございますけれども、この法人の理念を新たに定めたということでございます。これまで京都市立病院、それから京都市立京北病院には個別のその病院の内部に通用する理念がそれぞれ別個にございましたけれども、今回、京都市立病院機構という地方独立行政法人の理念というのを両病院に共通する一つの理念として定めました。これは3つの理念ではございません。あくまで京都市立病院機構は、というのが主語でございまして、この3つを一体的に運用する、つまり具体的には市民の命と健康を守ります。患者中心の最適な医療を提供します。地域と一体

となって、健康長寿のまち作りに貢献しますという、この3つを一つの京都市立病院京都市立京北病院、共通の理念として策定をしたことに私共、法人のこの3年間の取組を経たうえで、これから向かう一つの意識というのを示させていただいた。私はこのように考えております。もちろんそれぞれ個別の事項等に関しては、年度計画に基づく実施状況については、今後この評価委員会でご評価いただければと思いますし、また来年度には第1期中期計画、中期目標に基づく中期計画そのものの総合的な御評価をいただけるものと思っております。以上でございます。

委員長： ありがとうございます。今、いただいたお話をちょっと頭に入れていただいて、次からの委員会を行いたいと思います。

今日の骨子案につきましてはいかがでございますか。よろしいでしょうか。いくつか宿題のように出て参りましたが、それはまた後の議論で行うということで。また今日ここで、お戻りになられてから少し色々お考えになる場合は、事務局の方まで御連絡いただければ、対応していただけると思いますので、よろしくお願いします。時間が早いということでございますけれども、そろそろ議論が終わりましたので、京都市の保健医療介護担当局長から御挨拶をお願いします。

【西田担当局長挨拶】

【事務局から事務連絡】

委員長： はい、ありがとうございました。それでは本日の審議はこれで終了いたします。個別の計画についてはこの評価委員会でご評価いただければ、また、来年度の評価委員会では、今までの実績を御評価いただければと考えております。